

令和7年度DXハイスクール域内横断支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度DXハイスクール域内横断支援業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 事業の概要・目的

文部科学省は、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、必要な環境整備の経費を支援する取組、「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」を令和6年度から実施している。令和7年度においては、都道府県による域内横断的な取組に対しても支援が開始された。

大分県においては、県立学校14校、私立学校3校が採択され、国庫補助を活用して、高性能パソコンや3Dプリンタなどのデジタル機器等を整備し、ICT機器の活用による情報活用能力の育成を図っている。

本事業では、県内高校生を対象とした生成AIに関する講座を実施するとともに、情報Ⅱを見据えた教育向け研修の実施、さらには、採択校の取組事例の共有や大学教員等の専門人材からの指導・助言をいただく機会を提供することにより、デジタル人材の育成を域内横断的に支援することを目的とする。

4 業務内容

(1) 実施スケジュール・実施計画書等の作成

受託事業者は、具体的な実施内容を企画・検討し、(3)(4)(5)に係る実施計画書を作成し、実施スケジュールを提案すること。また、採択決定後は、高校教育課と協議の上、実施スケジュール・実施計画書を確定し、高校教育課の承認を得るものとする。

受託事業者は、高校教育課の承認を得た計画に沿って事業を実施する。

(2) 業務の運営管理

業務実施に必要な体制構築と要員配置を行った上で業務を遂行すること。また、業務遂行に必要な体系図を作成すること。なお、高校教育課との調整・確認の結果、修正が必要と判断された場合は、適切に対応すること。

(3) 生徒対象講座の実施

(ア) 目的

探究的な学びを支える情報ツールである生成AIの仕組みやハルシネーション、危険性について学び、情報リテラシーを身に付けるとともに、目的に合ったプロンプトの記述方法を学ぶことで、論理的思考力を養う。受講後は、ペルソナ分析などの実践

的な活動を通して、学んだ知識を探究活動に活かすなど、生徒の探究力と実践力の向上を図る。

(イ) 対象

県内高等学校（県立、私立）及び特別支援学校高等部の在籍生徒

(ウ) 内容

○生成 AI 入門

○生成 AI 実践

※いずれも、生成 AI リテラシーの内容を含むこと。

※講義・演習形式で実施すること。

※講師は、大学教員、企業有識者、教育関係者など専門性の高い人材とすること。

(エ) 実施回数・方法

実施回数：各 1 回

実施方法：オンライン形式

※生徒が学校や自宅等でオンラインにて受講することを想定。当日受講できなかった生徒のために、オンデマンドでの配信・教材を準備すること。

(オ) 参加者の募集

参加者を効果的・効率的に確保できるよう、配布するチラシ等の作成を行うこと。

※チラシの配布は、高校教育課から各学校に対し、データにて配布予定。

(カ) 留意点

- i) オンライン講座を実施するにあたっての全ての問い合わせに対応すること（当日の接続確認なども含む）。
- ii) オンデマンドについては、動画（教材）を作成し、限定公開とすること。
- iii) オンデマンドはオンライン講座実施後の配信とすること。
- iv) オンデマンドの再生回数については、配信開始月の末日に高校教育課へ報告するとともに、委託期間最終日まで再生回数をカウントし、実績報告にて報告すること。
- v) 受講後アンケートを実施し講座の実施効果等について分析等を行うこと。

(4) 教員向け研修の実施

(ア) 目的

情報Ⅱ等の授業（データサイエンス、プログラミング等）を想定した講義・演習の機会を提供することを通じて、教員の指導力向上を図る。

データの収集・分析・活用の手法や、プログラミングを活用した課題解決能力の向上を重視し、必要な知識や技術の習得を支援する。また、生徒の主体的な学びにつながる手法や情報を提供することで、校内の全教員が指導できる体制づくりを目指す。

(イ) 対象

県内高等学校（県立、私立）及び特別支援学校の教員

(ウ) 内容

○プログラミング

※講義・演習形式で実施すること。

※講師は、大学教員、企業有識者、教育関係者など専門性の高い人材とすること。

(エ) 実施回数・方法

実施回数：1回

実施方法：対面（集合）形式

（オ）留意点

- i) プログラミング言語は「Python」とし、実施環境については、学習できる環境を整えた上で受講生にアカウントの貸出を行うこと。研修で使用したアカウントについては、委託期間内においては研修終了後も引き続き使用できることが望ましい。研修内容については、各学校でも活用できる内容とするよう工夫すること。
- ii) 使用するアプリケーションを提案すること。
- iii) 会場については、契約締結後、高校教育課と協議の上、決定する。
- iv) 情報科以外の教員も参加することから、参加者のレベルに応じた内容となるようグループを分けて演習を行うなど工夫すること。また、プログラミング等のデジタル技術に対する教員の興味関心を高め、積極的に学習できる内容とすること。
- v) 他県の教員との交流をはじめとして、教員の指導力向上に資する取組がある場合には積極的に提案すること。
- vi) 下記（５）の研究協議会との同日開催とするなど、教員の負担軽減を図ること。
- vii) 受講後アンケートを実施し研修の実施効果等について分析等を行うこと。

（５）D Xハイスクールの取組状況調査及び研究協議会（事例発表会）の実施

（ア）目的

取組状況調査を実施するとともに、大分県内のD Xハイスクール採択校の担当教員を対象に、情報Ⅱ等の授業内容の充実を目的とした研究協議会を実施する。

県内外の学校の取組状況や実践事例を共有し各校が抱える課題の解決方法について協議を行う。また、企業や大学教員等の専門人材によるフィードバック、指導・助言を通じて新たな知見を習得するなど、採択校間の連携を強化し取組内容の他校への波及を図る。

（イ）対象

D Xハイスクール採択校（教員）

（ウ）内容

- i) 取組状況調査〔2回〕
 - ・ D Xハイスクール採択校における取組状況（機器整備状況、文理横断的な学習の実施状況等）についてアンケート調査を実施し、整理・分析すること。（※初回は9月に実施すること。）
 - ・ D Xハイスクール採択校全てを対象（私立については任意）とする。
 - ・ アンケートの項目については、各学校の実態を捉える適切な項目となるよう、高校教育課と協議の上決定するとともに、学校の負担とならない方法及びボリュームとすること。
- ii) 研究協議会（事例発表会）〔2回〕
 - ・ i) の調査結果を踏まえ、高校教育課と協議の上実施時期を決定する。
 - ・ 研究協議会には、企業や大学教員等の専門人材を招聘すること。
 - ・ 第1回目については、県内外の好事例の共有を行うものとする。併せて、i) の調査結果から、学校が抱える課題を解決できる専門人材を招聘し、指導・助言を

もらえるよう実施するものとする。

※県外の好事例の選定にあたっては、大分県の導入・活用状況をみて参考となる事例を選定すること。

- ・第2回目については、県内高校の今年度の取組事例の発表等を行うものとする。
事例を発表する学校の選定及び学校数については、高校教育課と協議の上、決定する。なお、発表資料の作成支援も行うこと。

(エ) 実施回数・方法（研究協議会）

実施回数：2回

実施方法：対面（集合）形式（状況によってはオンライン開催も可とする）

5 成果物（電子データ及び印刷物2部）

業務実施報告書（下記の内容を含む）を提出し、高校教育課の承諾を得るものとする（20 ページ以上を想定）。

提出にあたっては、電磁的記録媒体（DVD-R等）に保存の上、納品すること。

- 業務実施報告書（委託業務の総括など）
 - 実施スケジュール
 - 業務内容（3）（4）（5）の実施計画書及び実施報告書
 - 学校向け案内用資料（チラシ）等、広報用として作成したもの全て
 - 取組状況調査結果（業務内容（5）で実施したアンケート調査結果・分析結果）
 - 優良事例集
 - 打合せ議事録等
 - オンデマンド教材等
 - その他、各企画において使用・作成した資料（受講後アンケート分析含む）等全て
- ※ データ化できないものがある場合は現品を1部納品すること。

6 その他

- ・業務を実施するにあたっての詳細については、高校教育課との協議により随時、決定するものとする。
- ・各業務に関して他の手法や必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- ・高校教育課との定例ミーティングを月2回程度実施すること。
- ・業務を実施するにあたっては、著作権、肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。
- ・製作物の著作権は県に帰属する。受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ・当該業務における打合せや会議等については議事録を作成し、その都度提出すること。
- ・委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び解釈については、高校教育課と受託事業者が協議の上、決定するものとする。